

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公表番号】特表2014-517858(P2014-517858A)

【公表日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2014-039

【出願番号】特願2014-508836(P2014-508836)

【国際特許分類】

C 09 J	7/00	(2006.01)
C 09 J	201/00	(2006.01)
C 09 J	133/00	(2006.01)
C 09 J	175/04	(2006.01)
C 09 J	5/08	(2006.01)
C 09 J	123/00	(2006.01)
C 09 J	123/14	(2006.01)

【F I】

C 09 J	7/00
C 09 J	201/00
C 09 J	133/00
C 09 J	175/04
C 09 J	5/08
C 09 J	123/00
C 09 J	123/14

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年12月27日(2016.12.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

この接着テープは、2つの異なる面を有するべきである。一方の面は感圧接着性で、もう一方の面は熱活性化性であるべきである。熱活性化性とは、その面が比較的高い温度の場合に、貼り付けるべき土台表面での流動、土台への部分的な溶融、または土台との融合を可能にするために軟化または溶融または少なくとも部分的に溶融することを意味している。接着テープの層間の結合強度は常に、接着テープの不具合の際に、決して接着テープの個々の層の間での剥離が生じることがなく、常に1つの層内での不具合が生じるほど良好であるべきである。これは、接着テープを湿熱処理した後にも当てはまるべきである。非常に大きな層厚も達成可能であるべきで、この非常に大きな層厚は、発泡された形または発泡体様形においても実現できるべきである。厚い発泡体様層は、接着テープの接着力もせん断強度も強く上昇させることができる。接着テープは、典型的には自動車の内部空間で生じ得るような比較的高い温度でも確実に保たれているべきである。経済的な理由から、接着テープは高いコーティング速度で製造可能であるべきである。接着テープは、複合品の製造に適しているべきであり、かつE P D Mプロファイルおよびその他のゴム状のプロファイル、特に自動車分野でのシーリングプロファイルの貼り付けに適しているべきである。